

研究報告

ある種の同盟：1951-52年および1960年の日米安全保障条約

アラン・R・ミレット

「壊した商品はお買い上げいただきます」——土産物店でよく見かける注意書きのように、1945年から60年までの日米の防衛関係は、第二次世界大戦における日本の敗北後に実現した、脆弱な戦略的再編を反映したものであった。1941年から45年までは憎しみ合う敵同士であった両国が防衛上のパートナーになり得たことは、ソ連の勢力拡大の他、米国の危ういグローバリズムやアジアの反帝国主義によりもたらされた。しかしながら、冷戦のみに着目した説明は日本、中国、ロシアの歴史的な対立関係、特に18世紀以降に時として中国と同盟関係にあったロシアの役割を見落としている。日本と中国は、カール・マルクスが産業革命下のロンドンに初めて足を踏み入れる以前から互いに敵対していた。ロシア（ソ連）は1945年に遅ればせながら、太平洋戦争に参戦したものの、1904年から05年までの日露戦争における敗北の屈辱を晴らすにはいたらなかった¹。

戦後米国の防衛政策は、1940年代後半にスターリンの東欧帝国にドイツを加えようとしたソ連の好戦的姿勢への対応として展開した。北大西洋条約機構（NATO）や発展しつつあった欧州の経済連合の他、欧州の島国としての再定義を試みた英国に対するソ連の圧力への対応として、欧州をいかに自らの勢力圏に組み入れるのかが米国の防衛政策の中心的な懸念であり続けた。アジアにおける大きな出来事としては、日本帝国の崩壊、中国における社会主義革命の勝利、そしてパキスタンからインドネシアまで多くの国々の解放につながった反植民地闘争の波である。アジアよりも欧州や中東の利益を優先した米国にとって、核抑止と前方集団防衛という戦略的概念は、ソ連が軍事的脅威となる地域であればどこでも適用できると考えられた。アジア太平洋地域においては、フィリピン、韓国、台湾とともに日本がこの概念の適用にぴたりとはまった。これらの地域の確保が困難となった場合の後退線には、グアム、ハワイ、アラスカ、ニュージーランド、豪州が含まれた²。

¹ トルーマン政権の戦後国家安全保障政策に関する基本的研究は、現在もなお次の文献である。Melvyn P. Leffler, *A Preponderance of Power: National Security, the Truman Administration, and the Cold War* (Stanford, CA: Stanford University Press, 1992). 戦後期の日米関係についての米国の学術研究は、以下の文献を基本としている。Edwin O. Reischauer, *Japan* (4th ed., New York: Knopf, 1990); Frederick S. Dunn, *Peacemaking and the Settlement with Japan* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1963); and Michael Schaller, *The American Occupation of Japan: The Origins of the Cold War in Asia* (New York: Oxford University Press, 1985).

² Steven L. Rearden, *The Formative Years, 1947-1950*, Vol. I in *History of the Office of the Secretary of Defense* (Washington, D.C.: Historical Office, OSD, 1984).

朝鮮戦争の勃発と、マラヤとインドシナにおける中華人民共和国（中国）の帝国主義の顕在化により、改革された戦後日本をかつての敵国として扱うのではなく、武装された同盟国に転換させるという緊急の必要性が高まった。毛沢東が、日本は依然としてアジア太平洋地域での帝国としての支配を望んでいると非難したことから、この変革が進めやすくなった。日本はその支配のために米国を軍事的手段として利用し、そして台湾と韓国を従属的協力国として利用するだろうというのが、毛沢東の主張であった。中国の共産主義者らは自国の戦略的課題を分析するなかで、日本を欧州と同様、米国に追従する犬を装ったオオカミとみなした³。

米国の核抑止および報復戦略は、1949年の「統合緊急戦争計画第1号」に詳述された。これは米統合参謀本部が作成した初の基本戦争計画であり、同財政年度の兵力計画と予算編成に用いられた。この計画には欧州中心主義的な偏向があり、英国および地中海沿岸の海外基地の使用が想定されていた。これらの基地の使用により、核兵器を搭載した爆撃機を配備し、ソ連の中軸地帯（ハートランド）を射程圏内に置くことが可能になった。また、同計画にはアジアの「第三戦線」も含まれたが、米ソ戦争における重心の中心ではなかった。しかし1950年代になると、戦争計画において在日米軍が担う役割が拡大した。空中給油の実用化や爆撃機の航続距離の延長により、戦略航空軍団は北極域を横断する爆撃航路を構想できるようになった。ソ連の防空システムは、遼東半島、中国東北部、沿海州のウラジオストク地域を拠点として、シベリア北部まで伸びる形で構築された。一方、ソ連海軍は、日本海から日本の領海に入る船舶を監視するための大規模な潜水艦部隊を編成した。中国革命と朝鮮戦争の影響により、米国の第7艦隊と極東空軍はフィリピンから、より北方に位置する日本と沖縄に移された。朝鮮戦争の休戦後も（あるいは、それを理由として）、米極東陸軍は1953年から55年まで日本および韓国にそれぞれ2個師団を配置し、日本本土と沖縄の第3海兵師団を極東軍の戦域予備とした。中国の視点から見れば、朝鮮戦争は日本に対して、憎き大日本帝国軍の退役軍人らを指揮官とする航空・海上・陸上自衛隊を1954年に（米国と結託して）創設する口実を与えた（本稿では、1950年に警察予備隊として創設され、1950年から54年の間に数度、改称された組織の呼称として「自衛隊」を用いる）。小規模で装備も不十分とはいえ、自衛隊は中国に対抗する新たな帝国主義的作戦のための再軍備を開始した（少なくとも中国はそう考えた）。米国の戦争計画において一定の役割を担う米軍基地の防衛に、自衛隊が貢献したのは確かである。日本人の核戦力に対する嫌悪感と、日本がソ連の陸海軍基地に近接していたため、日本に核兵器の

³ Kenneth W. Condit, *The Joint Chiefs of Staff and National Policy, 1947-1949*, Vol. II in *History of the Joint Chiefs of Staff* (Washington, D.C.: Joint History Office, 1996), 153-166; Chen Jian, *Mao's China and the Cold War* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2001).

配備はされなかったにしても、米軍の在日航空部隊は電子戦、気象予測、海難救助、防空、空中給油、対潜戦、特殊作戦、ソ連軍基地に対する航空撃滅作戦において重要な役割を担った。米国が海外基地を必要としたことにより、日本は20年間にわたって自らが望むか否かにかかわらず防衛されることになったのである⁴。

占領から防衛上のパートナーへ：1945年から1955年

1945年後半の日本を目にした人でなければ、同年8月の無条件降伏後の日本の心理的・社会的・物理的な麻痺状態を真に理解することはできなかったであろう。米国の戦略爆撃調査団の調査チームは、日本側の調査で確認された損害の評価指標となるデータを収集した。それによれば、戦禍を被った人数は日本の近代以降では未曾有の7,400万人にのぼった。日本軍兵力700万人のうち240万人が戦死し、その多くが海軍および航空部隊の精鋭であった。降伏によって650万人の日本人が国外に取り残され、その半数以上を民間人が占めた。8カ月にわたる空爆による民間人死者数は50万人に達し、850万人が避難民となった。都市住民の3分の1が家を失い、国内都市の半数が瓦礫と化した。飢饉と死が国中に広がりかねない状況で、一般市民のカロリー摂取量は餓死寸前の1,680カロリーまで減少した。また何百万人という引揚者の帰国により、食糧不足はさらに悪化した。国内経済はあたかも巨大な廃品再利用の事業のようであり、なかなか上向かず、米占領軍の廃品が主な物資入手源となった。1950年代になり、米国の朝鮮戦争戦費が30億ドルに達した頃によく、日本経済は西ドイツと似たような本格的な成長を見せ始めた。日本にはレンドリース法（武器貸与法）の適用もマーシャル・プランも国際援助もなかった。海外資産は破壊されるか賠償として押収され、戦禍を免れた本土の公有財産は、ダグラス・マッカーサー将軍率いる占領軍政府の信託財産とされた⁵。

トルーマン政権は朝鮮戦争の勃発前から、日本は冷戦の同盟国とするに足るだけの復興をすでに果たしていると判断していた。しかし悪意に満ちた戦時プロパガンダに鑑みれば、日本人のイメージを卑劣な怪物から勇敢な反共産主義者へと変身させるには、占領軍、米国政府、報道機関による多大な努力が必要であった。当時も現在も見落とされることが多いのは、米国の外交官や財界人の記憶に残っていた日本の文民政治家や実業家層に対する好感である。共和党とその系統の大手新聞社が果たした役割は、しばしば過小評価さ

⁴ Rearden, *The Formative Years, 1947-1949*, 243-273.

⁵ The United States Strategic Bombing Survey, *Summary Report: Pacific War* (1 July 1946) reprinted by the Air University Press, 1987-2003; John W. Dower, *Embracing Defeat: Japan in the Wake of World War II* (New York: W.W. Norton, 1999).

れる。『ニューズウィーク』誌と米国対日協議会は、「新生日本」は称賛すべきものであり、それは共和党のお気に入りであったマッカーサー將軍の率いる「幕府」によるところが大きいとした。マッカーサーの言いなりであった報道機関が日本における彼の影響力を誇張して伝えたとはいえ、連合国軍最高司令官（SCAP）のマッカーサーは、自身の擁護によって日本の進歩的改革が米国側により受け入れられやすくなると主張することができた。確かに、共和党寄りに変わりつつあった連邦議会に対してはそうであったろう。実際には、戦後改革は国務省の日本専門家らによる長期にわたる取り組みの成果であった。主導的立場にあったのは、元駐日大使のジョセフ・C・グルーの他、ロバート・マーフィー、ジョン・ヒッカーソン、ジョン・M・アリソン、ウィリアム・シーボルドらである。ディーン・アチソンの国務長官就任（1949-1953）後も、これらの改革派らは引き続き国務省と国防総省の影響力のある地位についていた。ソ連研究の重鎮であるジョージ・ケナンはその鋭敏な知性と健筆を駆使し、日本と和解して自由主義国家の共同体に再び迎え入れるべきときが来たと論じた⁶。

日本に対する報復的改革への反対派が勝利したのは、財閥解体の青写真であった極東委員会 230 号文書（FEC-230）が覆されたときであった。財閥とは、日本の銀行、総合商社、農業、製造業の約 75% の経営権を握っていた三井や三菱などの持ち株会社 67 社を指す。当時マッカーサーが 230 号文書を支持したにもかかわらず、ワシントンの財界ロビー団体、官僚層、大手メディア、連邦議会議員らの連合体がマッカーサーの反トラスト活動を妨害し、弱体化させることで 230 号文書を撤回させた。財閥が存続したことで吉田茂政権は力を増し、平和条約交渉に伴う防衛上の要件の受け入れに協力的になった。230 号文書が消滅したことは、米政府内の共和党議員の間でもマッカーサーの影響力には限界があることを浮き彫りにした⁷。

国防長官府の文民政治任用官らも陸軍省・海軍省・空軍省も、日本と平和条約を結ぶ時期が来たと考えたが、統合参謀本部は意見を異にした。統合参謀本部が懸念したのは、日本本土と沖縄に展開する部隊と、基地の安全の確保であった。国内の治安維持任務と国家再建に当たっていた部隊を野戦訓練に移すことは、統合参謀本部にとって魅力的であった。陸軍は人員削減に不満があり、オマール・N・ブラッドレー陸軍参謀総長と J・ロートン・コリンズ副参謀総長は、日本に 4 個師団も配置しているのに対して、ドイツには 1

⁶ Howard Schonberger, "The Japan Lobby in American Diplomacy, 1947-1952," *Pacific Historical Review* 46 (August, 1977), 127-359.

⁷ Howard H. Schonberger, "Zaibatsu Dissolution and the American Restoration of Japan," *Bulletin of Concerned Asian Scholars* 2 (September, 1973), 16-31. See also John W. Dower, "Occupied Japan as History and Occupation History as Politics," *Journal of Asian Studies* 34 (February, 1975), 485-504.

個師団しか配置していないことは根拠がないと見ていた。平和条約が締結されれば、占領のいくつかの厄介な条件が即時に緩和されることにつながる。種々の問題が解消され、対日戦争に参加した11の同盟国に関わる問題も、それらの同盟国からの派遣部隊も不要になるはずであった。日本国民の間では、自らの行動が制約されることへの苛立ちが高まりつつあった。平和条約が成立する前から、マッカーサーは政治的行動に対する規制を緩和、1949年には起訴されながら未だ審理されていないA級戦犯容疑者も釈放した（その一人である元満州国総務庁次長の岸信介は、1957年に首相となった）。条件については、マッカーサーは寛容を強調しながら、日本が自ら米国を保護者として選ぶ半保護関係に入ることを強く勧め、2つの構想を示した。1つは、日本を米国と同盟関係にある主権国家とし、日米両国の部隊がその国防に当たるというものであった。もう1つは、国連の保護下で国際合意により保証された非武装中立国（オーストリア・スイス方式）とする案であった。ジョージ・ケナンはマッカーサーの見解について、日本本土の米軍基地を無くすという点については賛同した。引き続き米国の管理下にある沖縄の米軍部隊が対外防衛を担当し、日本の軍隊と国家警察が国内治安維持に当たるという見解であった。しかし、統合参謀本部はこれに反対した。当面の日本の防衛には本土基地が必要であり、統合・共用するにしても存続させなければならない。沖縄の駐留権については交渉の余地はなく、横須賀の大きな海軍基地についても同様とする立場であった。1950年が明ける頃、平和条約に向けた動きは行き詰まることもあったが、止まることはなかった⁸。

1950年春、マッカーサーを平和条約の主たる障害ととらえた国務省は、彼と同等の地位（および年齢）にあり、日本の擁護者でもある人物がマッカーサーとの折衝役として必要だと考えた。アチソン国務長官は側近の助言者らの承認を得た上で、ジョン・フォスター・ダレスを起用した。1945年に国連憲章の起草に当たった米国代表団に共和党代表として参加し、手腕を発揮した中心的人物である。その後、国連代表を務めていたダレスは命を受けて東京へ赴き、到着後の1950年6月21日、日本との平和条約についてマッカーサーと協議した。ダレスの見たところ、日本は条約の締結に前向きであった。報道機関は、トルーマン政権が台湾防衛の新政策を発表するかどうかを知りたがっていた。沖縄と台湾を島嶼基地戦略の重要拠点とすべきという点で、ダレスとマッカーサーの意見は一致した。ダレスはマッカーサーに対し、アチソンの希望は日本の今後の防衛について、米国が唯一の対外的パートナーとなることであると言明した。そしてダレスが東京に滞在している間に、北朝

⁸ George F. Kennan, "Japanese Security and American Policy," *Foreign Affairs* 43 (October, 1964), 14-28; Condit, *The Joint Chiefs of Staff and National Policy, 1947-1949*, 263-273; Robert L. Beisner, *Dean Acheson* (New York: Oxford University Press, 2006), 469-483.

鮮が韓国に侵攻した⁹。

4個歩兵師団からなる米陸軍第8軍は1949年から本格的な訓練を始めていたため、1950年には日本国民にとって耐え難い隣人になっていた。兵士たちは塙に囲まれた基地と近隣の町の酒場や売春宿を往復するだけの存在ではなくなり、野外での射撃訓練に励んでいた。北海道に駐留する第7歩兵師団は演習場を確保することができたが、他の3個師団の駐屯地は大阪、東京、福岡の近くにあり、精力旺盛で根気強い指揮官でなければ厳しい演習を実施することはできなかった。野外訓練では交通事故やトラックの故障は避けられず、実弾訓練で死傷者も出た。兵舎の外へ出た兵士たちには負傷や病気にも相次いで見舞われた。規律と目的意識はあるにせよ、米軍歩兵師団は、ただでさえ人口の密集した本土をますます手狭にしてしまった。板付、立川、伊丹、厚木、美保の飛行場では、第5空軍の新型ジェット戦闘機 F-80や F-84が甲高い騒音を立てながら滑走路を離着陸した。第7艦隊は佐世保を母港とする計画であった。当時の米軍基地の数は数え方によって85カ所とも約300カ所とも言われるが、その大半はかつての日本陸海軍の基地跡であり、いまや民間開発の格好の対象ともなっていた。極東軍司令部と第8軍は東京都心部から立ち退くことができたものの、米陸軍の兵站業務は依然として神戸と横浜に大きな駐留地を必要とした¹⁰。

ヨシフ・スターリン、毛沢東、金日成は、日本との平和条約の締結に向けた米国の動きに新たな推進力を与えるような行動を起こした。北朝鮮の侵攻と中国の介入、さらにソ連が航空戦に直接参加したことにより、共産主義国の新帝国主義に対する不安がただ単に誇張された脅威ではなかったことが証明されたように見えた。現実の戦争の喧騒の中で、国務省は日本の主権を回復させる平和条約を締結するための国際会議をサンフランシスコで開催する計画を進めた。東京と全ての交戦国の首都において何百回にもおよぶ協議をした結果、合意の詳細が決定した。軍事施設の使用とその費用をめぐる多くの問題が浮上した。日本における米国の軍事的プレゼンスは増大した。朝鮮戦争中には約400万人の軍関係者が日本を通過し、日本の国連軍司令部には常に50万人の軍関係者が勤務していた。このような背景のなか、米国は日本だけでなく仏領インドシナ、フィリピン、韓国、台湾へ

⁹ ダレスの役割については次を参照。Howard B. Schonberger, *Aftermath of War: Americans and the Remaking of Japan, 1945-1952* (Kent, OH: Kent State University Press, 1989), 236-278; Everett F. Drumright, memo, "Visit to Korea of John Foster Dulles," US Embassy Seoul, June 23, 1950 with enclosures, John Foster Dulles Papers, Seeley G. Mudd Library, Princeton University.

¹⁰ Doris M. Condit, *The Test of War, 1950-1953*, Vol. 2 in *History of the Office of the Secretary of Defense* (Washington, D.C.: Historical Office, OSD, 1988), 41-47; Roy E. Appleman, *South to the Naktong, North to the Yalu* (June-November 1950), Vol 1 in *United States Army in the Korean War* (Washington, D.C.: Office of the Chief of Military History, 1961), 12-20, 36-58; Thomas E. Hanson, *Combat Ready? The Eighth U.S. Army on the Eve of the Korean War* (College Station: Texas A&M University Press, 2010).

の軍事支援も拡大した。自衛隊による支援の多くは相互防衛援助計画（MDAP）の承認事項には記載されていないが、1951年に国連軍に新たな装備が届くにつれ、不要になった使い古しの兵器・船舶・航空機・資材を自衛隊が譲り受けた。米国の対日援助総額は30億ドルにものぼったとみられている¹¹。

朝鮮戦争は、待ち望まれていた投資と雇用創出の拡大を日本経済にもたらした。1950年10月の時点で米軍に直接雇用されている日本人労働者数は16万6,037人であったが、1952年には契約雇用者数が22万5,000人に達した。トヨタ自動車は4万6,000台の軍用車両を修理し、米軍に軽トラックを納入した。16カ所の主要工場で米軍や韓国軍用の衣料、靴、野戦用装備品が生産された。日本の農業界からは国連軍兵士に1日200トンの新鮮な野菜が送られた。日本企業が病院網の構築と職員配備を支援し、1951年3月には病床数が1万1,000床を超えた。5ガロン（18リットル）入りガソリン缶と55ガロン（200リットル）入り石油ドラム缶の需要があまりに多い（300万個）ため、日本の製造業者は香港の製造業者を頼って注文に対応した。釜山港と仁川港には、日本から港内艇500隻と技師4,400人が派出された。廣瀬サルベージ株式会社は、港湾用重機の修理補修にあたる3,000人の技師を2万円の報酬で10カ月間派遣したが、現地で賄い付きの宿舎が提供されたため、技師たちは報酬の大半を貯金して日本に持ち帰った。1952年には日本におけるドル直接調達額が10億ドルを超え、対外貿易黒字は5億4,000万ドルに達した。復興途上の繊維産業と金属産業が繁栄への道を牽引した。日本の経済再生は、日本の政治的発言力が拡大することの前提であった¹²。

戦争関連の喜ばしいニュースとマッカーサーの更迭劇の影に隠れはしたが、米国と戦時同盟国および吉田首相率いる日本政府との交渉は、細心の注意のもとに進められていた。ジョン・フォスター・ダレスを国務省特使として、米国は1951年1月に吉田とともに条約草案を作成した。しかし、他の同盟国がその穏健な条件に反対し、また中華人民共和国（中国）の参加が一切認められなかったため、すぐに条約締結とは行かなかった。フィリピンは中国の参加を望まず、台湾の特別保護を求めた。これに対して豪州とニュージーランドは英国の承認のもと、中国が平和条約の署名国として認められることの他に、台湾の保護

¹¹ Condit, *The Test of War*, 28-31, 194-197, 413-454. 次も参照。John W. Dower, *Empire and Aftermath: Yoshida Shigeru and the Japanese Experience, 1878-1954* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1979), 273-278, 377-414. ただし、それでも欧州各国軍への援助が MDAP 予算の80%を占めた。

¹² Hdqs., Japan Logistical Command, *Logistical Problems and Their Solutions* (1950-1951), February 1952, copy, U.S. Army Heritage and Education Center; Roger Dingman, "The Dagger and the Gift: The Impact of the Korean War on Japan," in William J. Williams, ed., *A Revolutionary War: Korea and the Transformation of the Postwar World* (Chicago: Imprint Publications, 1993), 201-223; Wada Haruki, *The Korean War* (Lanham, MD: Roman & Littlefield, 2014), 197-200; Proceedings, William J. Nimmo, ed., Symposium: "The Occupation of Japan: The Impact of the Korean War," October 16-17, 1986, MacArthur Foundation.

に関する全ての役割が中国国民党勢力から剥奪されることを望んだ。フィリピン、豪州、ニュージーランドは、賠償を伴う懲罰的な条約と多国間の太平洋防衛協定を望んだ。また、トルーマン政権内の分裂も交渉が進まない一因となった。統合参謀本部は、日本から連合国軍が撤退することを望んでいたが、太平洋地域に NATO の粗悪版を置くつもりはなかった。平和条約には何らかの防衛条約が伴うべきではあるにせよ、統合参謀本部はどちらも急ぐ必要はないと考えていた。しかし、ロバート・ラヴェット国防長官の考えは違った。ラヴェットはダレスの平和条約および防衛条約の草案を支持し、トルーマン大統領も同様であった。両者は、連合国に脅しをかけると同時に、批准と資金の問題について米上院と取引する意味で、すぐにでも条約を締結する方に利点があると見たのである。国務省は（ダレスを特使として）英国に対し、中国については一旦棚上げにして、同国の影響力を行使して平和条約を前進させるよう説得した。1951年9月までに、米国はニュージーランド、豪州、フィリピンと防衛条約を締結した。それらの国は、交換条件として台湾の当面の成り行きにはこだわらないことと、日本に関する要求を撤回することを受け入れた。参加国 53カ国がサンフランシスコでの会議に集まったときには、8頁であった平和条約案は21頁に膨らんでいた。アチソンとダレスは会議の公開を認めず、4日間（1951年9月4日から8日）の討議を経て、平和条約を強引に成立させた。ソ連は出席したものの、調印を拒否した。条約は調印国が批准するまで発効せず、米国が批准するかどうかは、平和条約と同日に日米間で調印された安全保障条約（相互防衛条約）にかかっていた¹³。

「日本国との平和条約」には、1945年8月の降伏条件と同じ内容の27条項が含まれており、これにより大日本帝国は分割された。条項の大半は、敗戦の法的小および財務的な細部を扱うものであった。しかしながら第5条と第6条により、日本は国連憲章第2条および第51条の定める主権国家としての自衛権を与えられたが、米国の具体的な役割は明示されなかった。そして「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」は5条項しかなかったが、その意図は明確であった。日本が「直接及び間接の侵略に対する自国の防衛」ができるようになるまで、米国は外部からの攻撃と、要請があれば「日本国における内乱及び騒擾」から日本を防衛するため、日本国内に軍隊を駐留する権利を得た。この「日本国内及びその附近」に配備された米国の軍隊は、「極東における国際の平和と安全の維持」に寄与する任務にも使用できるとされた。第1条の権能を強化するため、第2条では日本が米国の同意なく第三国による基地の使用、または日本の領土、領空もしくは領海の軍事目的の使

¹³ サンフランシスコ会議に先立つ交渉については、*Foreign Relations of the United States, 1951* (7 vols., Washington, D.C.: GPO, 1977-1985) に記載があり、うち Volume 6 が *Japan* である。主要な報告書については次に収録。*FRUS, 1951, Vol. 6, Japan, 1437-1439, 1443-1450, 1466-1470*. 簡潔な叙述については次を参照。*Condit, Test of War, 187-204*.

用に関する合意を締結することが禁止された。かつて日本の島嶼群であった琉球諸島、小笠原群島、およびその他5つの小島群と、旧国際連盟の委任統治領であった太平洋諸島のすべてが米国の統治下に置かれ、これらは「日本の区域」には含まれなくなった。安保条約では、平和条約を再定義して日本を本土基地のある米国の被保護国とし、沖縄を北アジアにおける米軍駐留の主要拠点として確保した。平和条約と安保条約は立派な文言で綴られ、両条約により日本は苛酷な条件を免れて防衛に関する主権の全面的回復に向けての将来的な変革を放棄せずに済んだ（「暫定」という用語により認められている）。とはいえ、米国は勝者の同盟を形成したのであった¹⁴。

平和条約による領土変更とともに、安保条約の条文は更に詳細に詰める必要があった。第3回交渉では、国防総省が安保条約を拡張し、明確化するための「行政協定」の草案作成を主導した。日本と米上院が受諾できるような内容の行政協定を起草する過程では、様々な深刻な問題が生じた。戦略・地政学的レベルでは、中国の位置づけが問題となった。主に経済的要因を動機として中国への接近を望む日本の政治家(左派および右派)に対して、英国は台湾との関係樹立に反対するよう働きかけた。この政策をとれば必然的に台湾の防衛および経済の発展が抑制・排除されることになる。連邦議会の「チャイナ・ロビー」勢力は、平和条約、安保条約および行政協定の抜け道を突いた日中の関係回復を認めない条件を要求して、安保条約と行政協定の擁護に立ち上がった。1951年9月12日、ウィリアム・ノーランド上院議員（共和党、カリフォルニア州選出で親台湾派）はアチソン国務長官宛てに、共和・民主両党の上院議員56名が署名した書簡を送り、日本が中国国民党政権と同盟関係を結ばない限り、2つの条約を批准しないと警告した。安保条約が批准されなければ、行政協定は吉田政権が受諾したとしても効力を発しない。平和条約と NATO 防衛をめぐる欧州諸国との交渉に忙殺されていたアチソンは、またしてもダレスを頼った。先に英国を口説き落としたダレスは、中国に関しても勝利を収めることを望んだ¹⁵。

ダレスは日米行政協定の完成を待たずに、マッカーシズムによる赤狩りを巧みに生き延びていた極東担当国務次官補のデーン・ラスクに対して、吉田首相宛の書簡を送るよう指示

¹⁴ 平和条約と相互安全保障条約の全文は、イェール大学法科大学院のリリアン・ゴールドマン法律図書館が運営するオンライン史料集 Avalon Project (Avalon.law.Yale.edu/20th_century/japan001.asp) などで閲覧できる。次を参照。Schonberger, *Aftermath of War*, 236-278.

¹⁵ サンフランシスコ会議後の1951年の日米交渉の紆余曲折については、統合参謀本部の1951年12月12日付国防長官宛て覚書 (FRUS 1951, Vol. 6, 1432-1437) で検証されている。次も参照。Beisner, *Dean Acheson*, 469-481, and Dower, *Empire and Aftermath*, 377-414.

国会の賛成票は以下の通り。

	平和条約	安保条約
衆議院	307-47	289-71
参議院	174-45	147-76

し、後に吉田が公文書としてトルーマンとアチソンに送ることになる書簡を作成するよう命じた。その内容は、中華民国（台湾）を唯一の正当な「中国」として、かつ反共戦争における将来の同盟国として是認すると確約を求めるものであった。仮にそのような誓約をさせると吉田内閣が失脚し、行政協定の締結が危うくなる恐れも十分にあったが、米上院と取引するための対価としてそのリスクを受け入れるしかなかった。ラスクはダレスの指示を受けて東京へ行き、吉田らに書簡の趣旨を説明した。吉田らは中華民国（台湾）との同盟関係については現実主義的な立場をとり、経済投資の対象としては中華人民共和国（中国）の方がはるかに有利と思われるなかで、中華民国の側につけば内政的損失を被るとして強い不満を示した。1951年10月に対日特使に復帰したダレスは、上院外交委員会の与野党それぞれのリーダー（民主党のジョン・スパークマン〔アラバマ州選出〕と共和党の H・アレグザンダー・スミス〔ニュージャージー州選出〕）を伴って東京へ赴き、中華民国との同盟締結を確約する書簡を発出するよう吉田に圧力をかけた。同年12月24日、吉田はアチソン＝吉田書簡を発出した。これにより米国は行政協定の検討を継続することに同意した。その後、日本の国会が召集されると、アチソン＝吉田書簡に対する抗議の嵐が吹き荒れて、吉田内閣は退陣の危機にさらされた。その間、ラスク使節団の國務省および国防総省の高官は、行政協定案の修正を続けた。1952年2月28日、日米両国は行政協定案が両国にとってどうにか受諾できるものとなり、安保条約とともに同年4月28日に発効すると発表した。米上院の承認は形式的なものにすぎなかった。米国の指図によって成立したこの新たな同盟によって、中ソの脅威はすぐに減じられたかに見えた¹⁶。

「ニュールック」政策

朝鮮戦争の終結を受けて、日米両国はその場しのぎで起草された安保条約とその細目を定めた行政協定の再検証を余儀なくされた。日本にとっての主たる問題は、景気後退に

¹⁶ POLAD to CINCFE (W. Sebal) to Amb. Dean Rusk, January 2, 1952 in U.S. Department of State, *FRUS, 1952-1954* Vol. 14, *China and Japan*, pt. 2 (26 vols., Washington, D.C.: Department of State, 1979-1989), 1065-1069; memorandum to John Foster Dulles, consultant to the Secretary of State, January 9, 1952, *Ibid.*, 1071-1075; draft memoranda, Administrative Agreement, January 18 and 22, 1952, *Ibid.*, 1095-1100; memorandum, Sec State to President Truman, April 14, 1952, *Ibid.*, 1228-1230.

國務省の推計では、1952年9月までの日本関連の支出が20億ドルであったのに対し、ドイツ関連は12億ドルにとどまった。同省は占領費用として7億5,000万ドルと2.5%の利子を回収するよう提案したが、実際にはしなかった (Staff report for the National Advisory Council on International Monetary and Financial Problems, Dept. of State, "Settlement of Postwar Economic Assistance to Japan," September 15, 1953, *FRUS, 1952-1954*, Vol. 14, *China and Japan*, pt. 2, 1505-1506)。

アチソン＝吉田書簡については、次の文献に詳しく取り上げられている。Robert L. Beisner, *Dean Acheson* (New York: Oxford University Press, 2006), 469-483.

よって生じた国際収支問題（日本の輸出中心経済にとっては重大）と経済成長率の停滞であった。米国からの経済援助の大半は貸付、融資、通貨協定の形で行われ、将来発生する債務が10億ドル近くにのぼった。日本の国会と財界は、芝居がかったマスコミと公共圧力団体を後ろ盾に、中華民国（台湾）への強要された義務に声高に異議を唱えた。自由民主党は、米国に中華民国への支持を無理強いされたことにより中華人民共和国（中国）との貿易拡大が阻害されていることを特に問題にした。台湾は将来的に価値のない米国の属国であるというのが自民党の見方であった。より狭い戦略的な意味では、米ソ両国による核兵器の開発が、日本が自国の防空・海防にほとんど寄与していないという事実を浮き彫りにした。統合参謀本部は、日本が航空機600機を保有し、対ソ防空に主眼を置いた航空自衛隊（当然ながら爆撃機は保有しない）を設置すれば、米極東空軍の大部分に取って代わることができると試算した。これだけの航空部隊の設置には少なくとも10億ドル、換言すれば連邦議会が援助として承認する可能性がある金額の約10倍はかかる。また日本の海軍力の回復も同様に、日本の防衛のための米国の有事計画における喫緊の課題であった。しかし、日本の国会は高額な装備を必要とする空軍および海軍部隊への投資には一切関心を示さず、まして核武装の可能性があるとなれば尚更であった¹⁷。

朝鮮戦争の休戦を受けて、アイゼンハワー新政権（1953-1961）は、4年間で4倍に膨れ上がっていた国防費の大幅な見直しを打ち出した。戦略計画に新たな秩序と合理性を導入すると発表したのである。この「ニュールック」政策は「安全保障と財政の両立」を生み出すというもので、成果ではなく意志を示すものであった。アイゼンハワー政権は独自の内部指針として、その目標を2つの文書群に記載した。一つは国家安全保障会議（NSC）の事務局が作成し、大統領の承認を受けた計画および指令、もう一つは統合参謀本部の幕僚らが作成し、国防長官と統合参謀本部の承認を受けた「統合戦略目標計画」（Joint Strategic Objectives Plan）である。NSC 文書では通常、内政問題と国務省が実施する伝統的外交との折り合いをつける試みがなされた。一方、統合参謀本部の諸計画は、各軍種の計画と太平洋軍や戦略航空軍団などの統合司令部や特定司令部が作成した計画とを融合させたもので、戦争やそれより小規模の有事に対象を絞った。約10年間（1947-58）、統合緊急戦争計画（JEWOP）はアメーバのように分離と増殖を繰り返しながら、ソ連との核戦争および個別戦域の「より小規模な」偶発事態のための統合戦略総合目標計画（JSIOP）に変身した。米国の政府内では、この有事計画をもとに統合戦略目標計画（JSOP）、統合

¹⁷ POLAD SCAP (N. Bond) to Dept. State, April 7, 1952 in *FRUS 1952-1954*, Vol. 14, *China and Japan*, pt. 2, 1234-1235; JCS to CINCFE, March 19, 1953, *Ibid.*, 1390-1392; memoranda, NSC 125/2 and NSC 125/6, "United States Objectives and Courses of Action with Respect to Japan," October 27, 1954, *Ibid.*, 1761-1767.

戦略能力計画 (JSCP)、統合長期戦略見積 (JLRSE) が作成された。これらの計画はすべて、共通の課題を反映していた。それは、戦略的核抑止と前方集団防衛という国家安全保障政策を支えるのに最適な戦力構造は何かという問題である。もっともらしい答えは複数存在し、しかもそれぞれが複雑で、コストやリスク、公算、正当性について人知を超えた確実性を伴う評価に基づいていた。そのうえ同盟関係の複雑さも考慮に入れなければならず、「戦略計画の立案」は形容矛盾になりかねない過程であった¹⁸。

アイゼンハワー政権は、米軍の4軍種全てに核兵器を配備することによる想定上の抑止効果を強調することにした。核弾頭の小型化により、戦術核兵器の爆発的な拡散が可能になった。1960年代には火砲や短距離誘導ミサイルで核砲弾を発射できるようになり、艦上機や空軍の戦闘爆撃機は小型核爆弾を搭載できた。水上艦、航空機、潜水艦は核魚雷、地对地ミサイル、対潜 (ASW) 核兵器を使用できた。空軍が大陸間弾道ミサイル (ICBM) の開発に苦戦する一方、陸軍と空軍は射程距離の限られた核ミサイル (中距離弾道ミサイル [IRBM] および準中距離弾道ミサイル [MRBM]) を開発したが、その展開には陸軍と空軍の在外基地か、在外海軍基地を必要とする艦上配備が必要であった。米軍はまた、ソ連も同様に核兵器を多様化させると的確に予想したため、早期警戒システム (地上設置型および衛星型) と対ミサイル防衛システムの開発に投資した。核兵器を応用する以上のような計画はすべて都市ではなく敵戦力を標的としたもので、防衛に関する投資の大幅な転換を必要とした。国防予算を増額しないでこの投資額を捻出する唯一の方法は、現役兵力の削減であった。アイゼンハワー政権は猛烈な勢いで地上部隊の兵力を削減した。1954年から61年までの間に、現役兵力は329万人から272万人に縮小した¹⁹。

朝鮮戦争後の対外軍事援助の配分には、欧州の同盟国と中東の従属国への偏向が見ら

¹⁸ Robert R. Bowie and Richard H. Immerman, *Waging Peace: How Eisenhower Shaped an Enduring Cold War Strategy* (New York: Oxford University Press, 1998); Richard M. Leighton, *Strategy, Money and the New Look, 1953-1956*, Vol. 3, in *History of the Office of the Secretary of Defense* (Washington, D.C.: Joint History Office, OSD, 2001), 1-4, 65-113; C. Stuart Kelley, Joseph P. Harahan et. al., *Defense's Nuclear Agency, 1947-1997* (Washington, D.C.: Defense Threat Reduction Agency, 2002), 75-106; NSC 125/2, "United States Objectives and Courses of Action with Respect to Japan," August 7, 1952, *FRUS 1952-1954*, Vol. 14, *Japan*, 1304-1308.

¹⁹ MDAP による援助の優先順位は以下の資料に定められている。Bureau of Public Affairs, Dept. of State, "Foreign Assistance Policies under the Mutual Security Program," 1953; memo, Ass't Dir. Mutual Security Administration (MSA) to Special Ass't to the Sec State (MSA), "FY 1953 Program—Basic Programing Figures," January 31, 1952; Dept. of State, "Points of Concern to members of Congressional Committees on 1953 Mutual Security Program," March, 1952, Dept. of State, "U.S. Mutual Security Legislation for 1952," all printed in *FRUS, 1952-1954* (26 Vols., Washington, D.C.: GPO, 1979-1989), Vol. I, *General: Economic and Political Matters*, pt. 1, 460-509. 地域的な偏りについては次の資料に明らかである。Operations Section, Executive Secretariat, Dept. of State, "FY 1955 Foreign Aid—Far East," September 4, 1953 and NSC 5407, "The Mutual Security Program," March 11, 1954 in *Ibid.*, 649-652 and 684-729.

れた。大まかに言えば、1950年代の相互防衛援助計画（MDAP）は年間50億ドルから70億ドルの範囲で実施されたが、アジアの被援助国への援助額が10億ドルに届くことはほとんどなく、しかも台湾とベトナム向けに偏っていた。1951年から53年の相互防衛援助計画の予算120億ドルのうち、98億ドルは NATO 諸国が対象であった。日本は海上および航空自衛隊の重要な部隊への投資にはあまり関心を示さなかったが、米軍基地を防衛する部隊に代わる地上部隊2個師団は難なく編成できた。日本が（第二次世界大戦時のような）戦闘その他の能力の高い軍艦と航空部隊を配備するであろうとの米国の期待は、誤りであることが判明した。そもそも、米国はいずれにしてもこれらの部隊を提供すると考えられていたし、その上、防空と海防は高額な軍艦と高性能ジェット機が必要であった。日本の再軍備に反対する一派は、航空・海上部隊を保有すれば憲法違反の軍事行動に巻き込まれる可能性が高いと見ていた。北海道の雪深い森に小銃兵を送るだけなら、そのような危険はなかった²⁰。

米国の国防政策に「ニュールック」が導入された期間には、日本との安保条約の改定の必要性がかつてなく切実な問題となったが、1951年の時点より改定ははるかに複雑な問題にもなっていた。米国の核兵器が日本に配備される可能性（実際に統合参謀本部において1956年に検討された）は、日本のすべての政党（少なくとも表向きには）と有権者にとって許しがたいものであった。それでも、日本国内（および当然ながら沖縄）の既存基地の配備兵力によって、米国の抑止力の中核を担う戦略航空軍団の戦略爆撃機の空軍および海軍部隊が補強された。例えば、核装備した潜水艦や軍艦がソ連の防空システムに突破口を開ければ、戦略航空軍団の爆撃機がソ連内陸の標的に達することができた。中国にも同じ考え方を適用できた。太平洋軍に核兵器を配備することを正当化するもう一つの理由は、台湾の防衛と、中国国民党政府による金門島と馬祖島の確保を支援するという暗黙の関与であった。米国の戦略計画当局は、自国領土内への核戦力配備を喜んで認める国があるなどという幻想は抱いていなかった。大陸間弾道ミサイルと固形燃料型核弾道ミサイルを装備した潜水艦と、大陸間爆撃機（空中給油使用）が開発されるまでは、海外基地の使用は避けられないとみられた。したがって、日本が核兵器受入国になるかどうか、いかなる条約交渉においても中心の問題となったのである²¹。

米国が提示できた最善の交渉の切り札は、日本に駐留する地上部隊の数と種類の削減

²⁰ Kenneth W. Condit, *The Joint Chiefs of Staff and National Policy, 1955-1956*, Vol. 6 in *History of the Joint Chiefs of Staff* (Washington, D.C.: Joint History Office, OSD, 1998), 59-78, 193-220.

²¹ Amb. J. M. Allison to Dept. State, September 3, 1953, *FRUS 1952-1954* Vol. 14, *China and Japan*, pt. 2, 1491-1496; Amb. D. MacArthur to Dept. State, June 5, 1958, *FRUS, 1958-1960* (19 vols., Washington, D.C.: GPO, 1986-1996), Vol. 18, 34-36; Sec State to US Embassy Japan, June 23, 1958, *Ibid.*, 36-38; Hdqs., USAFFE, *The Far East Command, 1947-1957* (Tokyo, Far East Command, 1957).

であった。1955年に朝鮮戦争後の動員解除が完了した後も、在日米軍部隊は兵士約10万人を数え、それに加えて数万人の軍属と軍人の家族がいた。兵力の約半数は米空軍に属したが、残りの半数には沖縄に移転前の第1騎兵師団と第3海兵師団の大半が含まれた。精度は不安定ながら20キロトンの核弾頭を15マイル（約24キロメートル）先まで発射できる762ミリロケット「オネスト・ジョン」を装備した砲兵大隊が日本に配置された。さらに（日本にとって）ありがたくないことに、280ミリ核対応砲大隊が沖縄に派遣された。駐留米軍のおかげで潤った日本の請負業者や納入業者があったのも確かであるが、異国の兵士らが職務上であれ勤務外であれ、地元住民と親しくなることは稀であった。ましてやその兵士らは米国人のように日本人からすると見るからに異国人であり、第二次大戦の屈辱的敗北を日々思い出させる人種であった。票がほしい国会議員にとっては政党を問わず、「ヤンキー、ゴーホーム」の掛け声には抵抗できない魅力があった²²。

安保条約を改定しないで日本に譲歩するよう国務省から迫られた国防総省は、1950年代後半に九州と本州の駐留兵力数を削減した。北海道の地上防衛は日本の防衛庁の任務となった。米軍第1騎兵師団は韓国に拠点を移したため、第24歩兵師団は韓国から姿を消すことができた。第3海兵師団は沖縄の北部に部隊を駐屯させ、第3海兵航空団の分隊だけが本土に残り、岩国航空基地に編入された。わずかに残っていた国連軍の部隊と占領軍は、韓国に移転するなどの理由により、日本から転出して姿を消した。東京都心部の米国化を抑える努力の一つとして、極東軍司令部と極東陸軍が本州の米陸軍基地を統合した。1957年、戦域司令部としての極東軍は廃止され、その任務は太平洋軍（ハワイ）と国連軍司令部（ソウル）に移管された。1959年の時点で本土に残った米軍部隊は、1957年の駐留数の半分になった。[連合国軍最高司令部が置かれていた] 第一ビルに掲げられていた星条旗はなくなり、ダグラス・マッカーサーが帝王のように君臨した時代は過去のものとなった²³。

日本における米軍駐留規模の一方的な変更は、日本政府も国防総省も満足させなかった。1950年代が急激な緊張緩和とともに終わろうとしていると思えるなかで、国務省は日本の主権を完全に回復させ、日米防衛関係をより協働的なものにすべきときが来たと考えた。1951年の平和条約と安保条約の取りまとめの中心となり、その後に国務長官に就任したジョン・フォスター・ダレスは、1959年に死去する前、米国のアジア外交の焦点が日米

²² Robert J. Watson, *Into the Missile Age, 1956-1960*, Vol. 4, *History of the Office of the Secretary of Defense* (Washington, D.C.: Joint History Office, OSD, 1997), 630-640; Joint Chiefs of Staff, Report: "Security Treaty—Japan," September 10, 1958 with enclosure, "Security Treaty-Japan," *FRUS 1958-1960*, Vol. 18, 69-73.

²³ Byron R. Fairchild and Walter S. Poole, *The Joint Chiefs of Staff and National Policy, 1956-1960*, Vol. 7, *History of the Joint Chiefs of Staff* (Washington, D.C.: Joint History Office, OSD, 2000), 31-42, 197-215.

間の結束に置かれるよう努めた。これはダレス自身の1945年以来の目標であり、主だった部下たちにもこの構想をしっかりと共有させた。マッカーサー最高司令官の甥に当たるダグラス・マッカーサー2世が、駐日大使として東京に赴任した。クリスチャン・ハーター国防長官(1959-1961)も、日米関係は改定後の安保条約を始めとする別の基盤に置くという省の方針を変えなかった²⁴。

国防総省と統合参謀本部は、条約改定を求めた国務省の情熱に疑いの目を向けた。ソ連が軍隊を近代化し、大陸間弾道ミサイル戦力と核装備潜水艦隊の構築を加速させているときに、アジア太平洋地域の防衛への基本的アプローチを変えることには現実的な危険があると統合参謀本部は見えていた。アジアのソ連軍部隊に対抗し、それを抑止するため、米国はフィリピンのスービック海軍基地とクラーク空軍基地の第13空軍を南方の拠点とする海上防衛システムを構築していた。南方の部隊は南ベトナムと台湾にも支援を広げることができた。韓国の地上部隊と航空部隊、沖縄の統合部隊、日本の航空および海上部隊が、中国、北朝鮮、ソ連に直接対峙する部隊であり、システムの北方拠点を形成した。統合参謀本部と戦略航空軍団が用いた地図は、ウラジオストク、オホーツク海、千島列島、サハリン島、北海道、1958年に新たに州となったアラスカのアリューシャン列島の間の空路と海路が短距離のものであることが特記されていた。万一核戦争になれば、おそらく北極上空で展開されることになるため、北方の太平洋と北極海域は米ソ両国にとっては防衛上、特に問題であった。計画当局が第三次世界大戦や朝鮮戦争の再燃、あるいは中国との軍事衝突のいずれかが起きた場合の課題を検証した時には、在日米軍基地は1960年代の米国の有事計画において極めて重要な要素であり続けたのである²⁵。

1960 年の安保条約

マッカーサー大使は日本社会党が提案した国会決議を回避するため、1951年の安保条約の改定の交渉開始を米国に要請するよう岸信介首相に提言した。社会党の決議案は日本の領土に核兵器を置くことを明示的に禁止し、日本国外での作戦の実施に在日米軍基地を

²⁴ Memorandum of conversation, Sec State Dulles, Amb. MacArthur and others, "Security Arrangements for Japan," September 8, 1958, *FRUS 1958-1960*, Vol. 18, 58-63; memorandum of conversation, Defense-State planning group, "Japanese Security Arrangements," September 9, 1958, *Ibid.*, 64-69; memorandum of conversation, US State-Defense groups and FM Fujiyama and Foreign Ministry group, Washington, D.C., September 11, 1958, *Ibid.*, 73-84. 条約草案は *Ibid.*, 85-88 に収録。ダレスは1958年12月6日に日本に関する最後の指示書に署名した後、1959年4月に健康上の理由で辞任し、同年中にがんのため死去した。

²⁵ Memorandum, CJCS to Sec Def, "Japan Security Treaty," December 1, 1958 *FRUS 1958-1960*, Vol. 18, 104-105; telegram, US Embassy Japan to Dept. State May 22, 1959 *Ibid.*, 177-180.

使用することを禁じるものであった。このいずれの規定も、韓国および台湾防衛のための軍事行動を遅延または妨害する恐れがあった。太平洋軍最高司令官のハリー・D・フェルト海軍大將は国務省の方針、すなわち日米両国が防衛問題における真の協力関係を構築することを認める条約案を支持した。ダレス国務長官もこの分析に同意した。マッカーサー大使は、日本は米国との同盟を望んでいると強調し、ダレスもこれを信じたが、「日本が我々と運命を共にする」ことが明白でない限り、連邦議会にこの条約に賛成させることはできないと考えた。マッカーサー大使は、日本は1895年以降の「軍事的冒険」のため、アジアには同盟を結べそうな国がないと指摘した。ダレスは側近らに、課題は国防総省に受け入れられる条約を起草することであると伝えた²⁶。

国防総省は、新たな安保条約があれば日本の防衛に関する米国の責任が明確になり、現在の米軍の航空および海上部隊に代わって日本の自衛隊が自国の防衛に当たることを促す効果があることに同意した。残る重要な問題は、在日基地への核兵器配備の可能性も含めた、台湾および韓国防衛を目的とした米軍の作戦を実施するために在日基地を使用しうるかであった。短期間に巨額の費用を投じて建設した沖縄の基地網は、いかなる合意においても対象外としなければならない。この立場は依然として、同盟に関する国防総省の立場の核心にあった。統合参謀本部は、条約締結に向けた岸政権との交渉は先延ばしするより今の方がしやすいくとする国務省の判断と同意見であった。藤山愛一郎外相もこの見方を後押しした。マッカーサー大使は日本側に対し、上院外交委員会の幹部は新たな同盟条約を支持すると保証した。ただし、協力関係の詳細は条約には盛り込まず、条約発効前に取りまとめる新たな行政協定を定めるものとした。国防総省の協力の度合いを左右した主な要因は、NATOと東南アジア条約機構(SEATO)における近年の経験であった。それにより、多国間同盟における前方集団防衛の計画立案の難しさが明らかになっていた²⁷。

1958年9月にワシントンで行われたダレス＝藤山会談において、新条約の主要な内容が固まった。ダレスの主導により、改定条約の基本的要素が検討された。第一に、来たる国会で間違いなく行われる議論において、日本は主権国家であるかのような内容でなければならなかった。改定された防衛協力関係の核心にあったのは、自国の本土を防衛する航空・海上部隊の構築に向けた努力がまだ不十分であるという、日本がいまだ向き合っていない現実であった。拡大しつつあるソ連の核ミサイルの脅威を、日本はまだ十分に認識していなかった。中国もやがて核保有国になるであろう。費用だけで見れば、自衛隊は敵対諸国の軍に決してかなわない。米国との同盟が唯一の選択肢であったのである。しかしな

²⁶ Telegram, US Embassy Japan to Dept. State, October 5, 1958, *FRUS 1958-1960*, Vol. 18, 92-95.

²⁷ Telegram, CINCPAC (Adm. Felt) to JCS, August 19, 1958, *FRUS 1958-1960*, Vol. 18, 52-57.

がら、米国は在日基地をなんらの制約もなく使用できなければ日本を防衛することはできない。自衛隊が本土（「日本の区域」）外で活動することを米国は期待していなかったが、日本と沖縄に駐留する米軍部隊の運用に対する制限を一切認めるつもりはなかった。ダレスは、日本が米国の防衛に関与する姿勢を認めなかったが、当面は日本による後方支援が協力の意思表示としては十分と考えていた。琉球諸島と小笠原群島の行政権に関する日本側の懸念については今後、改めて合意することは間違いなかった。しかし藤山外相は、条約を破断させる可能性すらある日本への米国の核兵器配備の問題の前に、離島問題は影が薄れていると考えていた。だが、米国は問題への対処法を見出した。ダレスは、1951年の諸条約と、それらの細部を詰めた行政協定およびアチソン＝吉田書簡によれば、日本は国連の指揮下で「極東」で活動する国連軍を支援することになっていると主張した。新条約でもこの任務は無効にならないはずであった²⁸。

その後17カ月間にわたり、マッカーサー大使は、岸と藤山が国会をうまく説得するのを支援し、新たな同盟の条項を認めさせるという難しい役目を担うことになった。まずは、日本側が作成したように見え、かつ全ての関係者が受け入れそうな草案を秘密裏に練り上げる必要があった。最初の関門は外務省の官僚で、第6条の基地条項を中心に条約の文言について際限なく説明を求めてきた。次の関門になったのは自民党各派閥の幹部で、条約の文言について考える限りのあらゆる反対意見を出してきた。米国の情報機関は、1960年代には日本の国益は米国の国益と一致するが、経済的要因によって日中および日ソ関係が改善することも考えられると示唆した。韓国、台湾、ベトナムの安全保障をめぐる米国の懸念を日本が共有していないため、日本国外の活動を目的とする米軍基地の使用に日本側が反対する可能性もあった。加えて、当時米国の統治下にあった島々、つまり沖縄の防衛に自衛隊に関与させることは、憲法第9条に違反すると日本側は考えていたため、交渉決裂につながりかねなかった。新年が明けると、交渉は行き詰まった²⁹。

マッカーサー大使と藤山外相は、行政協定に関する密接な協議を続けた。マッカーサー大使は、協定が両国にとって受け入れられるものでない限り、アイゼンハワー大統領と米上院は条約全体を受諾することはないことを強調した。そして、条約が適用される地理的範

²⁸ 例えば次を参照。Telegram, US Embassy Tokyo to Dept. State, December 7, 1958, *FRUS 1958-1960*, Vol. 18, *Japan*, 108-110; DCI, National Intelligence Estimate, 41-58, "Probable Developments in Japan's International Orientation," December 23, 1958, *Ibid.*, 114-116; telegram, US Embassy Japan to Dept. State, December 24, 1958, *Ibid.*, 116-119.

²⁹ US Embassy Japan to Dept. State, March 7 and 14, 1959, *Ibid.*, 121-126; Four telegrams US Embassy Japan to Dept. State, April 29, 1959, *Ibid.*, 126-155 (条約草案およびコメントと行政協定の修正点を含む)。Telegram, US Embassy, Japan to Dept. State, July 14, 1959, *Ibid.*, 204-206; memorandum of conversation, US Ambassador and Finance Minister Sato, July 17, 1959 *Ibid.*, 206-212; memorandum, Deputy Ass't Sec State (FEA) to Sec State, December 26, 1959, *Ibid.*, 256-258.

囲の定義に関する文言の紆余曲折については、上院外交委員会の民主・共和両党幹部にすべて把握してもらえるよう計らった。行政協定が米国の NATO 同盟国との同様の協定に匹敵するものにならない限り、自民党は国会で批准をめぐって戦うつもりはなかったことが重要な政治的現実であった。1959年夏には、草案修正の焦点は行政協定に移っていた。その文言の核心は、基地使用と部隊の地位の変更には事前協議が必要であるが、危機時の配備はその制約を受けないとする点にあった。協定条文は全 28 条に及んだ。日本では 6 月の参議院選挙で自民党勢力が拡大し、政局は岸首相に有利に傾いた。しかし、他に問題が浮上した。特に問題となったのは、韓国と台湾は事実上の「日本の区域」の一部であり、したがって日本が防衛責任を負うとした 1952 年のアチソン＝吉田合意であった。日本側は、この合意は新条約によって無効にされるべきであると考えていた。しかし、自民党幹部の交代と内閣改造により、政局はさらに複雑さを増した。藤山は、12 月の通常国会開始までは国会で条約とそれに関連する説明を取り上げないように勧めたが、国会での本格的な議論は翌 1960 年 1 月まで始まらなかった。一方で条約調印を先延ばしにすれば、条約の承諾を国民に呼びかけ、新内閣に理解を促す時間を稼ぐことができるのであった。ここにきてマッカーサー大使は、米国の輸入と投資に関する制約が問題になっていた日米間の経済関係と条約を連動させるという新手を打ち出し、通商関係について協議させるためにダグラス・ディロン国務次官を訪日させた。12 月に入っても問題が相次ぎ、正式合意は遅れた。1960 年 1 月、岸首相がワシントンを訪れ、アイゼンハワーと条約を含めた様々な問題について協議した。アイゼンハワーは岸に対し、米国は引き続き日本の同盟国であり、政策決定については対等なレベルでのパートナーであると言明した³⁰。

新条約の調印と批准をめぐる情勢は、1960 年に入っても主に日本の政局が要因となって好転しなかった。外的な出来事の影響で、交渉は新たな領域に入った。U-2 撃墜事件を機に、中国やソ連への偵察飛行に在日米軍基地を使用できるか否かをめぐって激しい論戦が起こった。条約に関する国会の公聴会の日程は 5 月に変更された。米上院は 7 月に閉会し、11 月の選挙に注力することになっていたため、マッカーサー大使は岸に行動を迫った。米国家安全保障会議は 5 月 31 日の会合で、対日関係についての幅広い検証を行った。その内容は報告書 NSC 6008 に記録されている。日米同盟の重要性に異議を挟んだり、各種の問題を解決不能とみなしたりする者は誰一人いなかったが、沖縄の将来や地域内での日本の役割（そのような役割があるとすればだが）、米国の軍事支援の程度については、様々な異なる主張があった。アイゼンハワーは、沖縄の管理については国防総省と同じ立場で

³⁰ Memorandum of conversations, President Eisenhower and Prime Minister Kishi, January 19, 1960, *FRUS 1958-1960*, Vol. 18, *Japan*, 259-268.

あったが、日本に自国の防衛への貢献度を拡大するよう圧力をかけることに関しては、より柔軟な立場をとった。新たな安保条約の発効には、まず条約が国会で批准されるように米国が岸政権を支援することが必要であった。岸の勧めを受け、アイゼンハワーは6月の訪日を見送った。日本で日米同盟反対の激しい抗議行動が起きたためである。急進的な学生グループと機動隊が街頭で衝突し、デモ隊が国会を妨害した。抗議グループの主張は、沖縄の「解放」と米軍部隊の撤退であった。これを受けてアイゼンハワーは、琉球諸島への開発援助の増大を支持することを表明した。しかし危機はさらに激化し、岸が辞任と総選挙実施を表明してようやく鎮静化したが、それに先立つ5月19日に条約は衆議院で批准されていた。審議の妨害を図る社会党議員を排除し、議場の混乱制圧のため警官隊を動員しての強行採決であった。自民党の反対派は本会議をボイコットした。定足数273のうち、248票の賛成票を自民党が投じた。次の段階である参議院の承認は、会期最終日の6月19日に予定されていた。同日、批准投票が実施され、翌20日に米上院でも批准された。ワシントンと東京は、控えめではあれ偽りのない喜びに沸いた³¹。

その6カ月後、次期国務長官に指名されたディーン・ラスクは東京を訪れ、マッカーサー大使から米日関係について指南を受けた。大使の見解では、1957年から60年の間に日米両国は軍事同盟を含めた永続的関係の確固たる基盤を築いた。1960年の安保条約を始めとする諸措置により、日本がまだ占領下にある、あるいは少なくともないがしろにされているという積もり積もった不満は、解消はされなかったものの和らいだ。さらに、日本側の不満に対する一方的な対応がより高いレベルの信頼を築き、新条約の実現につながった。マッカーサー大使が提示した是正済み事項の一覧は、目を見張るようなものであり、以下のような項目が並んだ。

- a. 在日米軍部隊を半数に削減、全地上部隊が撤退
- b. 軍事基地および施設を日本に返還
- c. 日本に負担させる米軍支援費用を排除するも、日本が費用負担する施設の無償使用は継続
- d. 戦犯被疑者約100名を釈放、小笠原群島および沖縄住民に補償またはその他の形態の援助を提供
- e. 太平洋での核実験を一時中止

³¹ Memorandum of conversation, 446th meeting, NSC, to consider NSC 6008, "Policy Toward Japan," May 31, 1960, *Ibid.*, 314-324, followed by NSC 6008/1, "United States Policy Toward Japan," June 11, 1960, *Ibid.*, 335-349; telegrams, US Embassy to Dept. State June 15 and 16, 1960, *Ibid.*, 356-364; memorandum of conversation, "President's Far Eastern Trip," June 19, 1960, *Ibid.*, 413-423.

- f. 日本を米国への第2位の輸出国とする通商政策を維持
- g. 日本の国連加盟と輸出入銀行その他の融資元の利用を支援

与党自民党と日本国民の大部分は新安保条約を、共通の文化や歴史ではなくとも共通の利益の表れとみなしていた。日本の帝国主義の敗北に対する自然な反応は、かつての鎖国時代のような孤立主義に回帰することであっても不思議ではなかった。しかし、日本を復活させたのは、脆い先例ではあるが、1905年から32年の国際主義と経済的相互依存であった。たとえ冷戦の不安に根ざすものであったにせよ、米国による後押しが「良き」日本への回帰を容易にした。1960年の安保条約は、この方針を継続させたのである³²。

富士山東斜面の5万1,000エーカー（約2万600ヘクタール）に広がる富士マクネア演習場がたどった道は、両国の関係の変化を反映するものであった。占領以降、米軍地上部隊の実弾射撃演習に使用され、1952年の行政協定により是認されたこの区域は、地元住民の他、登山や巡礼に訪れる多くの人々の迷惑になっていた。米軍師団の撤退に伴ってすでにほとんど使用されなくなっていたにもかかわらず、この区域の扱いは条約の批准に際して問題となった。1960年の行政協定の起草に当たって、日本の外務省はこの区域は自衛隊が管理し、米軍の要請に応じて無償使用を認めることを提案した。この勝利はいかに象徴的であれ、自民党の望みどおりに同党の愛国主義的イメージを高めるとともに、米国が日本国民の怒りを買うことも回避できた。大きな歴史的象徴を負わされた富士山は、日米防衛協力関係の新たな時代の表れでもあったのかもしれない³³。

³² Telegram, U.S. Embassy Japan to Dept. of State, December 16, 1960, *Ibid.*, 413-423.

³³ 回顧的批評については次を参照。George R. Packard, "Some Thoughts on the 50th Anniversary of the US-Japan Security Treaty," *Asia Pacific Review* 17 (November, 2010), 1-9.